

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和6年能登半島地震（以下「地震」という。）による液状化被害を受けた地域において、宅地の復旧、地盤改良及び住宅基礎の傾斜の修復（以下「宅地の復旧等」という。）を支援することを目的として行う富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宅地 地震により液状化被害を受けた土地であって、当該被害を受けた時において住宅（企業、団体等の社宅、寮その他これらに類する施設を除く。）の用に供されており、当該住宅が、罹災証明書（準半壊以上のもの及び一部損壊のうち、市長が特に必要と認めたものに限る。）の交付を受けたもの

(2) 所有者等 次のいずれかに該当する者

ア 宅地の所有者

イ 宅地の管理者又は占有者（当該宅地の所有者から第4条に規定する補助対象工事を行うことについての承諾を得た者に限る。）

(3) 罹災証明書 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づく書面

(補助金の交付基準)

第3条 補助金は、所有者等のうち、宅地の復旧等を行う者で、市税を滞納していない者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事及び当該工事に係る調査設計（以下「補助対象工事」という。）に要する費用（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）から500千円を控除した額に3分の2を乗じて得た額とし、7,666千円を超えない額とする。

(1) 復旧工事 次に掲げる工事であって宅地を原形に復旧することを基本としたもの（構造基準を満たすものに変更する工事を含む。）

ア のり面の復旧工事

イ 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）

ウ 地盤の復旧工事（陥没に対応する工事を含む。）

(2) 地盤改良工事 液状化の再発による被害を防止するための住宅建屋（住宅及びこれに附属する用途に供する建築物をいう。次号において同じ。）下の地盤改良工事

(3) 住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事

2 前項の規定に基づき算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添えて、補助対象工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査及び現地調査により補助金を交付すべきものと認めたときは、富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の決定を通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。

(事業計画の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第5条の規定により提出した交付申請書等の内容を変更しようとするときは、富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金計画変更交付申請書(様式第3号)に、別表第1に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更を承認したときは、富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金計画変更承認通知書(様式第4号)又は富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金計画変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事業計画の中止)

第8条 補助事業者が、当該補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金事業中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止届の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(状況報告等)

第9条 市長は、必要に応じて補助事業者に報告を求め、又は担当職員に当該事業計画に係る工事箇所等に立入調査をさせることができる。

(補助事業遂行に関する指示)

第10条 市長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、遅滞なく、富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に別表第2に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、補助事業者に富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定による通知の日以後に交付する。

（適用除外）

第14条 補助金の交付は、住宅一戸につき一度限りとし、他の制度による補助金の交付対象となった工事については適用しない。

（手続の特例）

第15条 補助事業者は、規則第19条の規定により、第7条の規定による事業計画の変更等の承認の申請及び第11条に規定する実績報告を併合することができる。この場合において、富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金変更交付申請書兼事業実績報告書（様式第10号）に別表第1に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の審査及び現地調査により、変更を承認し、及び補助金の額の確定をしたときは、富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書（様式第11号）又は富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

（補助金の交付申請等の特例）

2 令和6年1月1日から施行期日までの間に補助対象工事に着手した者は、補助金の交付を申請することができる。この場合において、市長は、規則第19条の規定により、第6条の規定による交付の決定及び第12条の規定による額の確定の手続を併合するものとする。

別表第 1（第 5 条関係）

補助金交付申請書に添える書類

提出書類等	備考
補助対象工事の設計図書	位置図、計画平面図等を含む。
補助対象工事の見積書の写し等及び工事費内訳書	工事内容及び工事費内訳が確認できるもの
宅地の被災状況を確認できる資料	工事実施前の写真等
宅地の所有者の承諾書	申請者が所有者と異なる場合又は複数の所有者が共有している場合
宅地の登記全部事項証明書及び公図の写し	
宅地が住宅の用に供されていたことが確認できる資料	
市税の納税証明書又は非課税証明書	
罹災証明書の写し	
その他市長が必要と認める書類	

別表第 2（第 1 1 条関係）

事業実績報告書に添える書類

提出書類等
工事請負契約書等の写し
補助対象工事の完成図書
補助対象工事に要した費用の支払いが確認できる領収書等の写し
工事実施中及び工事実施後の写真
その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 5 条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 印

富山市宅地液状化等復旧支援事業を実施したいので、同補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1 施工場所 (土地の所在及び地番)				
2 土地所有者	氏 名		電話番号	
	住 所	(〒 -)		
3 被災宅地の状況				
4 工事内容	☐ のり面の復旧工事 ☐ 擁壁の復旧工事 (旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。) ☐ 地盤の復旧工事 (陥没に対応する工事を含む。) ☐ 地盤改良工事 ☐ 住宅基礎の傾斜修復工事			
5 工事期間	着 手	令和	年	月 日
	完 了	令和	年	月 日
6 工事施工者	住 所			
	法人名称			
	代表者名			
7 対象工事費	金	円 (別紙 見積書のとおり)		
8 交付申請額	金	円		

様式第2号（第6条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付決定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金については、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金等の交付の条件
 - (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、事業計画の変更申請を行うこと。
 - (2) 補助事業を中止する場合においては、事業計画の中止届を提出すること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（裏面へ続く）

3 交付決定の取消し

この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。

この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) 補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (5) 補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第3号（第7条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金計画変更交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1	変更前交付申請額	円
	変更後交付申請額	円

2 変更の内容及び理由

様式第4号（第7条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金計画変更承認通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金の事業計画の変更について承認しましたので、同補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

承認の内容

様式第 5 号（第 7 条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金計画変更交付決定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、同補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により、年 月 日付け富山市指令居政第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金額 円

様式第 6 号（第 8 条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金事業中止届

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった
富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金の事業計画について、事業を中止した
いので、同補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

様式第 7 号（第 8 条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付決定取消通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった
富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金の交付決定を取り消しましたので、同
補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

様式第8号（第11条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住 所
氏 名

印

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった
富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金について、同補助金交付要綱第11条
の規定により、事業の実績を報告します。

1 施工場所 (土地の所在及び地番)			
2 土地所有者	氏 名		
	住 所		
3 工事内容	☐ のり面の復旧工事 ☐ 擁壁の復旧工事 （旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。） ☐ 地盤の復旧工事（陥没に対応する工事を含む。） ☐ 地盤改良工事 ☐ 住宅基礎の傾斜修復工事		
4 工事期間	着 手	令和	年 月 日
	完 了	令和	年 月 日
5 工事施工者	住 所		
	法人名称		
	代表者名		
6 交付決定額	金	円	

[交付額算定計算表]

補助対象工事費(実績額) (A)	金	円
((A)－500千円)×2/3 (B)	金	円
補助上限額 (C)	金	7, 6 6 6, 0 0 0 円

様式第9号（第12条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金額確定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定した
富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金については、同補助金交付要綱第1
2条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金の確定額

円

様式第 10 号（第 15 条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金
変更交付申請書兼事業実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定のあった
富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金について、次のとおり事業計画を変更
したいので、同補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請し
ます。

また、同要綱第 11 条及び第 15 条の規定により、事業の実績を併せて報告
します。

記

1	変更前交付申請額	円
	変更後交付申請額	円

2 変更の内容及び理由

（裏面へ続く）

3 事業実績等

1 施工場所 (土地の所在及び地番)			
2 土地所有者	氏 名		
	住 所		
3 工事内容	☐ のり面の復旧工事 ☐ 擁壁の復旧工事 (旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。) ☐ 地盤の復旧工事 (陥没への対応工事を含む。) ☐ 地盤改良工事 ☐ 住宅基礎の傾斜修復工事		
4 工事期間	着 手	令和	年 月 日
	完 了	令和	年 月 日
5 工事施工者	住 所		
	法人名称		
	代表者名		
6 交付決定額	金	円	

[交付額算定計算表]

補助対象工事費(実績額)	(A)	金	円
$((A) - 500 \text{ 千円}) \times 2/3$	(B)	金	円
補助上限額	(C)	金	7, 6 6 6, 0 0 0 円

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金
計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、年 月 日付け富山市指令居政第 号で交付決定した補助金については、同要綱第 1 2 条及び第 1 5 条第 2 項の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

1 承認の内容

2 補助金確定額

円

様式第 12 号（第 15 条関係）

富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金
変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令居政第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市宅地液状化等復旧支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、同補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令居政第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付し、第 12 条及び第 15 条第 2 項の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 補助金変更交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |